

カラオケ機器管理運用規定(案)

船田町会
平成30年4月29日

1 目的

カラオケ機器の管理運用を明確にするためにこの規定を定める。

2 利用対象者

船田町会の全ての会員を対象とする

3 運営委員会の設置

カラオケ機器の適正な管理と運用をするために、運営委員会を設置する。

4 運営委員会の構成

運営委員会の役員は若干名とし、町会長が氏名する。
運営委員長は委員の中から互選により選出する。

5 運営委員会の年次総会

毎年5月に開催し、運営方針、役員選出等を行う。

6 役員の任期

1年とする。ただし、再任は妨げない。

7 カラオケ機器の運営維持費

カラオケ機器の運営維持費は、使用回数30回(日)毎に更新料並びに機器調整などの費用が発生する。
使用料は、利用時間区分として、1回につき500円とする。

8 利用申し込み

申し込みは会館に常備する、カラオケ利用台帳に記入する。ただし、利用は会館利用計画表が優先することとする。

9 利用時間

利用時間が原則として下記区分とする。

午前の部	9時～12時
午後の部	13時～17時
夜間の部	18時～21時

9 機器の管理

使用に当たっての取り扱いは別のマニュアルにより運用する。
終了した場合は、各種電源を確認し、鍵の鎖錠等を点検するとともに、後片付け、部屋の掃除を行う。

10 付則

本規定は平成30年4月29日一部改正施行する。

カラオケ料金の取り扱いについて

2018-4-29

船田町会

表題について、下記的方式とすることになりましたのでご理解ご協力をお願いします。

従来 방식

カラオケ使用料金と付帯する、会館使用・エアコン使用料はそれぞれのアイテムで納付して頂きました。

今後の方式

平成30年度予算編成の骨子に基づき、カラオケ使用料金と付帯する、会館使用料・エアコン使用料を合体して納付して頂きたいをお願いします。

なお、納付書は新しく様式を見直しましたので、ご承知おき願います。

担当

カラオケ機器運営委員会